

平成27年度

福島県環境審議会 第2部会 議事録

(平成27年9月2日)

1 日 時

平成27年9月2日(水)

午後 15時30分 開会

午後 16時30分 閉会

2 場 所

中町ビル2階会議室

3 議 事

産業廃棄物税のあり方について(答申素案)

4 出席委員

河津賢澄 菅野篤 崎田裕子 佐藤俊彦 清水昌紀 高荒智子

長林久夫 馬場孝允 細谷寿江 油井妙子 和田佳代子

(以上11名)

5 欠席委員

石田順一郎 市川陽子 大迫政浩 渡邊明

(以上4名)

6 事務局出席職員

大島 生活環境部次長(環境保全担当)

橋本 産業廃棄物課長

小池 産業廃棄物課主幹兼副課長

7 内容

(1) 開会 (司会: 國井産業廃棄物課主任主査)

(2) 議事録署名人

議事に先立ち、河津部会長から議事録署名人として細谷委員と油井委員が指名された。

(3) 議事

事務局(橋本産業廃棄物課長)から資料1、資料2及び資料3により、産業廃棄物税のあり方(答申素案)について説明し、以下の質疑等があった。

【佐藤委員】

一般廃棄物との併せ産廃に課税しないことについては、課税の公平性の観点から正しくないと考えており、我々処理業者もそのように考えている。

一般廃棄物処理施設では、産業廃棄物処理業者の半分以下の処理費用で処理しており、加えて、産業廃棄物税がかからなければ、非常に安いコストで処理していることになる。さらには、現状として、併せ産廃をしている市町村と、していない市町村がある。

排出事業者には前もって産業廃棄物税がかかることを伝えているのだから、併せ産廃ということで課税しないことではいけない。お互いに厳しい経済環境の中で事業を行っているのだから公平が基本である。

また、徴税コストとの兼ね合いについて、我々は、震災の時に一般廃棄物も産業廃棄物も受け入れたが、分けて処理をしていた。その時に、徴税コストが大変だから、一般廃棄物分も産業廃棄物税を取るといったことは一切していない。大変だから仕方ないのではなく、それは決まりだから、徴税コストがかかるのは当たり前のことである。ここは課題として取り扱う部分であり、今後は併せ産廃についても産業廃棄物税をかけるといった方向性だけでも示していただきたい。

【河津部会長】

県としてもパブリックコメントなど多方面からの意見を聞いたうえで、このような回答を出したのだと思われる。個々の問題としてはいろいろあると思うが、そのことを踏まえて、事務局から説明願いたい。

【橋本産業廃棄物課長】

併せ産廃については、制度導入時、さらには第1回目の見直し時にも、さまざまな議論が行われたところ。どのように整理をしたらよいのか、また、なかなか課税対象にできない状況もあり、非常に難しい課題である。

【河津部会長】

これまでもさまざまな議論があり、改めて大きな課題だと考えている。パブリックコメントや議論の中でも意見が出されており、どのように答申に反映させるのか、もっと前向きに考えてはどうかといったところもあるが、そのことを踏まえて事務局から説明願いたい。

【橋本産業廃棄物課長】

前回は課題として出されており、税制等検討会では特に資料は出てきていないが、税制面からの検討について口頭による説明があった。

それによると、税務課サイドとしては、調査は行ったものの、課税標準の捉え方など課題があり、税制度として組み立てることは困難と考えるに至ったということである。

【菅野委員】

情報収集の問題ではないか。全国知事会や都道府県の横の繋がりもあるのだから、積極的な情報収集に努めるべきである。今の対応では、パブリックコメントの意見や考えに答えているとは言えないのではないか。

【河津部会長】

併せ産廃に課税することが難しいのは分かるが、課税しているところもある。どのくらいの道県で導入しているのか具体的な数字は把握していないか。

【大島生活環境部次長（環境保全担当）】

昨年度の環境審議会に出した資料にあるとおり、平成25年12月の調査では、産業廃棄物税を導入している27自治体中、併せ産廃を課税しているのは15自治体である。このうち、課税実績があるのが8自治体で、課税実施がないか、又は回答のなかったところが7自治体であった。

また、課税実績のある自治体で、併せ産廃に対する課税標準量をどう算出し、どのように税をかけるかについては、各市町村において合理的な方法により算出しているということである。我々が一番の問題意識としている、最終的にどういう形で重量を把握するかについては、各市町村の判断に任せているのが実態である。

その市町村が焼却することになると、持ってきた時の重量は分かるが、最終処分場に行くのは残さになるため、焼却物によって重量が変わってくる。そうすると、燃やすものによって量や重さが変わってくるため、最終的に埋立処分される重さを想定して、税をかけるということである。各道県の状況を見ると、各市町村が合理的な方法により算出しているというだけで、その具体的な決め方ということになると全く情報が無い。

そこを正に公平にやっけていこうとした時に課題になり、我々が議論をしていく中での問題意識の一番目である。

もう一つは、徴税コストの問題である。これはあくまでも仮に本県で課税とした場合の想定だが、税収とすれば約150万円程度の増収になるとの試算が出ている。その際に、徴税手数料というものがあり、これまでも産業廃棄物税を徴収するときに支払っているが、数万円から、2～3万円程度しかお支払いできないということになる。そうすると2～3万円の手数料で併せ産廃への課税をやっていただく市町村の事務コストを賄えるかという現実的な問題がある。

このため、我々としてもこれを積極的に進めることについては、現時点での情報量ではどうかということもある。公平性の観点からどうかということとは十分理解できるが、現実的な制度設計ということになってくると、冒頭に課長が申し上げたように、税務サイドとしても困難と考えるに至っ

ている。

【佐藤委員】

我々の団体にも産業廃棄物の中間処理業者がおり、同じように焼却処理をしているところがある。産業廃棄税分を何を基に算出しているのか聞いたところ、熱しゃく減量を基にしているとのことであった。それは、15%以下ということで、14%が正しいのか、12%が正しいのか分からないが、そういう形で、産業廃棄物税を排出事業者からいただいているということであった。そのような実情も把握していただき、併せ産廃にもそのような形で課税するという方向で考えていただきたい。

また、産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業補助金について、排出事業者は、汚泥の処理施設であれば2/3の負担で、最大2000万円、汚泥以外のものについては最大1500万円という限度額になっている。しかし、産業廃棄物の中間処理業者は、同じ納税義務者でありながら、産業廃棄物処理業者ということで対象にならない。残念ながら、1/2の負担で、最大300万円までとなっているのが実情である。

納税義務者である中間処理施設についても、考慮していただきたい。

【橋本産業廃棄物課長】

排出事業者が排出抑制や再利用など、リサイクルのための施設を整備したときに、汚泥の場合は2000万円、それ以外は1500万円を上限とした補助制度である。この事業のもう一つのメニューに産業廃棄物処理業者が産業廃棄物抑制のための高度処理技術を導入する際の調査研究をするときに300万円を限度として、1/2の補助をする制度である。

今の事業の仕組みとしては、排出事業者を対象として施設整備に補助をするといった内容になっており、一方の調査研究は、施設整備導入前の段階のソフト的なものに支援するという内容になっている。このため所要額や必要な経費に大きな差が出ている。これまでの環境審議会でも様々な意見があり、この事業に対する意見をいただいていたので、個別にこの事業の中で調査研究を進めさせていただきたいと考えている。

【河津部会長】

今後、検討するというので、このままではないとの説明でよろしいか。

【橋本産業廃棄物課長】

具体的にどのようなことができるかは、予算要求の中で動いていく話でもあるので、ご理解いただきたい。

【河津部会長】

検討する方向性としてもいろいろあると思うが、いずれにしても、どの

ような措置ができるのかを検討して、どのような結果や結論になるにしても、審議会が出た意見の趣旨を理解いただき進めていただきたい。

【佐藤委員】

根底にあるのは、排出事業者との理解ができるのかどうかである。中間処理施設が排出事業所になるのか明らかにしなければ、廃棄物処理業は調査研究しか与えないということになり、同じ納税義務者として、あまりにも不公平である。

排出事業者イコール廃棄物処理施設というように、同じ納税義務者ということで、同じ枠の中に入れていただきたい。

【橋本産業廃棄物課長】

今の委員の意見を参考にしながら調査研究をさせていただきたい。

【高荒委員】

パブリックコメントの5ページの埴町の方からの意見で、「…すでに産業廃棄物中間処理施設周辺で住民の健康被害がでている地域がある…」とあるが、これは確認している情報なのか。

また、もし事実であれば、税を適切な形で住民に還元するという観点から、補償などの対応をする必要がある。もし、確認作業をしていないのであれば、調査ということで適切に税を使ってもよいと考えるがいかがか。

【橋本産業廃棄物課長】

産業廃棄物中間処理施設周辺で住民の健康被害がでている地域があるというような事実は承知していない。新聞報道などでも、このような情報は把握していない。

【高荒委員】

この回答は、すでにインターネットなどで公表しているのか。

【橋本産業廃棄物課長】

本日、議題として資料をお示しして、この内容で問題がないということであれば、確定してホームページに掲載する予定である。

【高荒委員】

これから公表するのであれば、対応の中で、このような事実はないことをきちんと記載したほうがよい。そうしなければ、誤解を招く恐れがあるため、きちんと回答すべきである。

【河津部会長】

何の対応でもそうだが、意見を出された方に対する回答だけでなく、皆

さんがパブリックコメントを見る中で、意見に対して県がどのように対応しているのかを見ていることを考えた場合に、これはきちんと回答しておかないと、健康被害が出ていることを暗に県が認めていることになる。

丁寧な対応が必要ではないかということであるが、事務局はいかがか。

【橋本産業廃棄物課長】

今、委員からの意見をいただいたので、そういった事実関係を把握していないということ、対応の中に書き込みたい。

【菅野委員】

パブリックコメントの4ページのNo.4の②で「産業廃棄物優良処理業者」を「優良産業廃棄物処理業者」にすべきとあるが、人によっては優良という言葉が処理業者までではなく、産業廃棄物にかかる可能性もあるので、法律ではそのようになっているとはいえ、現行で使用している言葉の方が誤解のない表現だと考える。

【橋本産業廃棄物課長】

事業名については必ずしも廃掃法に書いてある言葉に合わせる必要はないと思うが、意見として受け取らせていただいて、今後、事業を作る時の材料にしたいと考えている。今すぐこれに合わせるといった考えはない。

【菅野委員】

このまま現行のものを使った方がよいということである。

【河津部会長】

現行の事業名は産業廃棄物優良処理業者となっているのか。

【橋本産業廃棄物課長】

産業廃棄物優良処理業者である。

【河津部会長】

原案のとおりということで、現行の事業名のままということか。

【大島生活環境部次長（環境保全担当）】

答申素案上はこれまでの事業名をそのまま記載している。事業名を変えてしまうと、そもそもない事業を載せることになるため、実績としてこの事業名でやっていたということでそのまま使っている。今後、事業を作るという場合においては、直せという意見と、このままの方が分かりやすいという意見をいただいたので、事務局で検討し、整理したい。

【清水委員】

パブコメのNo.1に対する対応案は不親切だと感じている。福島在住の方は放射能に汚染された廃棄物は、廃掃法上の産廃に該当するものと整理さ

れて質問していると思われるので、本条例では産業廃棄物には入らないことを明確にお答えした方がよいのではないかと。

また、佐藤委員から話が出ていた併せ産廃の件に関連して、これは第2部会の意見としてどのように考えるかに繋がると思うが、答申素案の14ページのところの「オ その他」の併せ産廃の説明と、税制等検討会から出てきた意見があることを踏まえて、今回の答申では現行の制度のままでいくことを前提にするとしても、将来的に5年を目途に再検討することを15ページの「その他」のところに書き込むということも考えてもよいのではないかと。

これは委員の意見がどのように分布しているのかによって、そこまで書き込まなくてもよいとなるのか、部会長に確認していただきたいが、先ほどのやりとりを聞いていたかぎりでは、将来的には再検討してもよいという雰囲気醸成されているように感じた。そういう意味では環境審議会第2部会での見解として、答申では、「5年を目安として」のところに継続して検討していくことを、書き込んでもよいのではないかと。

【河津部会長】

15ページのその他の欄ということだが、「…一定期間（5年程度）を目安として必要な見直しを行うこととすべきである。」とあるが、具体的にどういうことかが書かれていない。そこに加えたらどうかという意見がどうか。

なお、事務局に確認したいが、14ページで税制等検討会委員から意見があったとあるが、この取扱いを素案の考え方としてどのように組み入れているのか。場合によっては、「その他」の中に入れることの説明ができるのかどうか、逆にいうと、「その他」の中に、なお書きで加えていくことも可能だと感じたのだからどうか。

【橋本産業廃棄物課長】

なお書きがあるということは、当然問題提起として残るということであるので、次回5年後の見直しの中で、必要な調査検討をしなければならないと考えている。部会長からもあったように、その他のところに書くということもあるかとは思いますが、こちらに記載してあったとしても、5年後、実際には少し前になるが、調査検討をしていかなければならない案件になると考えている。

【河津部会長】

審議会の全体的な意見として、清水委員から全体的な見直しや、議論しなければいけないのではないかとという意見があったが、その他はないかと。

【崎田委員】

今回は見直すところまでは意見交換が深まることはなかったが、これだけ2つの問題提起がされているので、この課題をきちんと検討するということを明記する必要がある。

【菅野委員】

私も同じ意見である。ただ、「その他」のところの見直しは、全体として課題を洗い出して見直すということなので、併せ産廃のことだけを入れるのはどうかと思う。14ページの「オ その他」の「…重要であると考える。」の後に検討するといった言葉を入れれば少しは違うのではないか。

【河津部会長】

併せ産廃が課題ということは素案の中にもあり、検討するという意味も含めてきちんと記載すべきとの考え方が大勢ということではよろしいか。

いずれにしても、5年後に見直しをする場合にも、1年前から始めるのでは同じ結果になるので、この辺りの資料を集めながら検討に入っていくということを考えていただきたい。

菅野委員から、14ページの「その他」にある「重要である」を、検討する又は確認するといった表現にしてはどうか、という意見があったが、委員から何か意見はないか。

(部会長一任の声あり)

【河津部会長】

それでは、私が事務局と相談しながら進めたい。その他にはないか。

【崎田委員】

何かの対応を求めるものではないが、少しコメントしたい。

産廃税検討結果に徴収方法が出ており、25道県では産業廃棄物の処分を行う業者から税金を徴収している。それ以外の2県では事業者の申告制度で、産業廃棄物を処理業者に出す排出事業者から税金を徴収している。

この話と、パブリックコメント No. 2 の意見は、生産者責任的なことを強調しており書き方がきつところもあるのだが、産業廃棄物を出す排出事業者にきちんと責任をとってもらった方がよいのではないかという気持ちで書いているのだと思う。それは税金を徴収しやすいか、しにくいかは別にして、実は大事なことである。

例えば、産業廃棄物を出す排出事業者が、処理業者に渡す時に、処理費用や税金などをきちんと出して処理されている状態が確保されているのであればよいのだが、それを処理業者に押しつけるようなことが横行してしまつては処理業者が大変なことになるという産業の構図がある。廃棄物を

出す事業者がきちんと処理費を付けて、処理業者に渡しているのかどうかをチェックするような体制が必要であるとの認識を持った。

【橋本産業廃棄物課長】

最終的には排出者が負担すべき税金であり、当然、処理費用は適正価格で処理されるべき。そのような商習慣の適正化は非常に重要なことである。そういったことも含めて産業廃棄物税のPRをしていきたい。

【河津部会長】

処理費用のしわ寄せが処分業者にいかないようにPRをお願いしたい。

【橋本産業廃棄物課長】

先ほどの清水委員からの意見については、本条例の対象とする産業廃棄物ではないことを丁寧に説明したい。

【河津部会長】

素案を全体会に提出するにあたっては、先ほどの意見を含めて若干の修正を加えたい。修正については私に一任いただきたい。

(異議なし)

(7) 閉会